

## ○浜松市被災建築物応急危険度判定士行動基準（事前配備関係）

事前配備判定士は、事前に依頼された避難所等の判定を以下により実施する。

### (1) 行動の開始

- ・事前配備判定士は、浜松市内又は浜松市周辺地域で震度6弱以上の地震が発生した場合、浜松市や所属団体からの連絡の有無及び建物判定実施宣言の有無に関わらず、早急に判定活動を開始する。
- ・家族、勤務先等の状況、自己の健康状態を勘案し判定活動への参加可否を決定する。
- ・震度6弱に満たない地震があった場合は、浜松市や所属団体からの判定実施連絡の後に判定活動を開始する。

### (2) 参集場所と活動

- ・事前配備判定士は、指定された避難所等の地区に存する地区拠点（地区内の中学校等）に参集し、他の事前配備判定士と共に地区内の避難所等の判定を実施する。この場合、判定を担当する避難所等は参集できた者で協議により決定する。
- ・地区拠点に立ち寄ることなく指定された避難所等に直接参集した事前配備判定士は、当該避難所等の判定を実施した後に、事情の許す限り地区拠点へ移動し、他の避難所等の判定活動に参加する。

### (3) 判定結果の報告

- ・事前配備判定士は避難所等の判定結果を、携帯電話や避難所等に設置された地域防災無線等を利用し、判定実施本部に報告する。

## 事前配備判定士Q & A

- Q 1 事前配備の依頼を受けたら、必ず判定活動に参加しなければいけないのか。
- A 1 担当施設の判定が確実に実施されることを期待しますが、事前配備は判定活動を強要するものではありません。ご自身やご家族などの安否確認と安全確保を最優先してください。
- Q 2 事前の配備場所が2箇所以上指定されている場合、どの避難所を優先するか。
- A 2 複数の避難所の判定順位は判定士個々の判断で決めてください。現在いる場所から直近の避難所を優先に判定を行ってください。
- Q 3 職場が自宅から遠いため、仕事中に地震が発生すると指定避難所の判定は困難だ。
- A 3 自宅の安全を確認したうえで、判定活動が可能であれば、指定避難所の判定を行ってください。
- Q 4 事前配備場所の変更等は可能か(引越し、転職、辞退希望等)
- A 4 配備場所や住所等の内容の変更、新規登録、辞退希望は随時受け付けています。インターネットで「浜松市 応急危険度判定」を検索し、浜松市ホームページの「応急危険度判定士事前配備状況変更願い」をダウンロードして必要事項を記入のうえ建築行政課にメール又は FAX 送信してください。電話での連絡も受け付けます。
- Q 5 配備者の数が格段に多い避難所があるが、適正な配備人数は何名と考えているか。
- A 5 阪神大震災の時、神戸市では地震発生の当日中に出勤できた職員は、本人が被災したり交通手段が失われたりして42%だったとのこと。震災直後の混乱状態で、配備者の全員が担当の避難所に到達することは不可能と思われ、参集率が非常に低いことも想定されます。このため避難所ごとに相当数の事前配備者を設定しても多すぎることはないと考えています。

Q 6 判定士の避難所到着の時間差により、判定士が1名しかいない場合はどうするか。

A 6 判定活動は作業時の危険回避や判断の正確さを向上させるため、2名以上で行うことが原則ですので、単独での判定活動は行なわず地区拠点に応援を求めてください。やむを得ず一人で判定することになっても、避難所の自主防災隊員などに安全確認要員として援助を依頼してください。

Q 7 勤務先にも災害時の緊急業務がある。避難所判定とどちらを優先すればよいか。

A 7 どちらを優先するかは個々の判断によりますが、避難所判定の緊急性と重要性を考慮し、勤務先に向かう前に担当避難所の様子を確認することだけでもお願いできればと思います。なお、会社やご家族にはご自身が避難所等の緊急判定を依頼されていることを事前に伝え理解を得ておくことも重要です。

#### <地区拠点関係>

Q 8 地区拠点を設定した目的は何か。

A 8 地区拠点に相当数の判定士が集合することにより、①判定士チーム（2名）の編成不能が解消できる。②事前配備者や参集者が少ない避難所に地区拠点から人員の補填ができる。③地区内の複数の避難所を分担して一気に判定を実施できる。などの対応が可能と考えます。反面、判定開始の迅速性が避難所に直接集合するよりも劣り、また希望の避難所以外を担当することもあるなどの不利な点もありますが、地区内の避難所全ての判定を計画的に実施できるのではと期待しています。

Q 9 集合地を地区拠点のみとすれば連絡も円滑になり、制度の複雑さもなくなるのではないかと

A 9 集合地の統一には一長一短があります。自宅に近いなどの理由から、地区拠点ではなく避難所へ直接集合することを希望する方もあるため、同じ地区拠点に配備された判定士の間で調整していただくことをお勧めします。

Q10 地区拠点にも配備人数が少ない所があるが対策はあるか。

A10 配備人数が少ない地区拠点については隣接地区拠点との統合などを検討していきます。しかし、判定士数が絶対的に少ない地区などは方策がなく今後の大きな課題です。静岡県は判定士登録資格に一級建築施工管理技師の資格者を加え、判定士の増員を図っています。

Q11 同一の避難所や地区拠点に配備された判定士の名前は教えてもらえるか

A11 事前配備者の情報は個人情報保護の観点から非公開が原則ですが、同一地区拠点の配備者に限り氏名及び連絡先をお知らせします。

Q12 地区拠点に市の職員を派遣することはできないか。

A12 職員判定士は災害時に組織される建物判定仮設部の業務に従事するため配備は不可能と考えます。

Q13 同じ避難所を担当する者同士の打合せが必要ではないか

A13 地区拠点単位での顔合わせは是非行っていただきたいです。

同じ地区拠点内での避難所配備人員の調整、避難所施設や判定資機材保管所の確認などを行なってください。

#### <判定実施関係>

Q14 耐震新基準や耐震ランクが高い建物も判定するのか。

A14 建物の危険度判定は地盤や周辺地物（隣家、電柱、がけ等）の状況も含め、総合的に判断する必要があります。このため、建物本体に直接的被害が無くても判定は必要となります。なお、避難所の使用開始判断にあたっては静岡県総務部防災局から指針が示されており、「耐震性能ランクが I b 以下の避難所は使用開始前に応急危険度判定により安全を確認すること。I a でも建物に被害があれば応急危険度判定を受けること。」とされているため、応急危険度判定士の判定活動には大きな期待が寄せられます。

Q15 判定用の資機材は避難所に備えられているか

A15 小中学校の大半は防災倉庫内に判定資機材セットを保管しています。防災倉庫の無い避難所等や、民間施設（病院等）については配備していないので、近傍の避難所のものを利用してください。資機材セットは A4 版のハンドケースで、調査票、判定ステッカー、下げ振りなどが入っています。

Q16 避難所等判定着手から判定結果連絡までの手順は？

A16 手順概略は以下のとおりです。

①避難所到着

②相方を捜す

判定作業は 2 名 1 組が原則です。（Q6 参照）

③避難所運営員に判定着手の通告

避難所では建物判定実施を待っているため、避難所運営員（自主防災隊等）

に判定士の到着を伝えてください。危険箇所を直接説明するため、運営員に判定作業に立合っていただくのも良いと思います。

④判定作業終了

⑤避難所管理者へ判定結果を報告

管理者は判定結果に基づき避難所の使用開始を判断します。(Q14 参照)  
管理者の所在が分からないときは、避難所運営員に判定結果の伝達を依頼してください。

⑥浜松市へ判定結果を報告

必ず建築行政課へ連絡してください。(Q19 参照。)

⑦他の担当避難所に移動

避難所判定について複数の指定を受けている方は、他の避難所等の判定実施状況についてできる限り確認してください。

Q17 避難所等の判定を終えた後、判定資機材はどこに返却するか。

A17 判定資機材セットは避難所判定実施後の一般建築物の判定活動でも使用します。一般建築物の判定士受付所（判定拠点）に届けるか、避難所の防災倉庫に返却してください。

Q18 避難所施設等の現況や判定機材の保管場所を事前に確認しておきたいが可能か。

A18 事前確認は可能ですが施設管理者あてに事前連絡が必要です。

連絡は建築行政課が取り次ぐので現地確認したい日時をご連絡ください。なお、確認時は応急危険度判定士登録証と事前交付した身分証明書を施設管理者に提示してください。

Q19 判定結果の連絡はどのようにするか。

A19 携帯電話等で建築行政課（053-457-2473）へ直接連絡をお願いします。使用不能な場合は、避難所に配備されている地域防災無線により建築行政課あて（局番「707」）の連絡を避難所管理者に依頼してください。

Q20 避難所の判定着手を地震発生後 2 時間以内とした理由は何か

A20 判定着手を「2 時間以内」としましたが、これはあくまで目安であり、余震や被害状況により着手が遅れることも想定しています。地震情報等を考慮して判定活動を行ってください。

<その他>

**Q21** 事前配備者の身分証明書は何のために発行するのか

**A21** 災害時であっても、建物や敷地に立ち入るためには、調査者としての権限が必要です。事前配備判定士は、応急危険度判定実施宣言が行われる前に指定避難所の判定を行う必要があるため、予め身分証明書を発行していません。

**Q22** 地震発生時に、事前に発行されている身分証明書を紛失していたらどうするか。

**A22** 応急危険度判定士登録証を提示してください。登録証には建物や敷地への立入り権限に関する記載はありませんが、主旨を説明し相手先の理解を求めてください。

**Q23** 緊急連絡システムに登録していない者のため、別途に電話連絡網を作成する予定はないか。

**A23** 大多数を対象とする電話連絡はリレー伝言形式となりますが、伝言内容が煩雑となり情報伝達が滞ると思われれます。また、固定電話や携帯電話は地震発生後間もない時期から通信回線の遮断が推測され、情報伝達方法の有効性に懸念があるため、電話連絡網の作成は予定していません。浜松市では、「事前配備判定士は震度 6 弱以上の地震が発生した場合、市や所属団体からの連絡の有無に関わらず、早急に判定活動を開始する。」としていますので、判定士の方々は自主的な判断による行動開始をお願いします。

**Q24** 避難所が出水やがけ崩れのおそれがある場所にあり、避難や地区施設として不適當である。

**A24** 避難所は市の防災関連部局が地域防災計画を作成する際に、地元の意見を参考にして決定します。このため自治会等からの申出があれば指定の変更も検討できるとのことです。地区拠点については建築行政課で定めたものであり、災害の危険性や位置的（地区内判定士の集まりやすさ）に不適切であれば修正も行ないます。

**Q25** 高齢や持病などで判定活動に参加できるか自信がない。

**A25** ご自身の健康を害してまで判定活動に参加する必要はありません。高齢や持病等の事情がない場合でも、判定活動開始前にはご自身の健康状態の点検を行なうようにしてください。

Q26 避難所ごとの地域防災組織等に判定士も積極的に関わるべきだ。

A26 判定士が加われば地域防災組織としては心強いものですが、転居などが多く地元の活動に関わりにくいなどの事情のある方もあります。地域防災組織等への加入は個々の判断にお任せします。

Q27 応急危険度判定の訓練に参加していないので、震災時に判定実務ができるかどうか不安だ。

A27 定期的な判定実務訓練を可能な限り実施します。訓練に関するお問い合わせは建築行政課（053-457-2473）までお願いします。

Q28 住所を移動することがあるので、意向調査を定期的に行って欲しい。

A28 意向調査の開始からまとめまでは長期間を必要とするため頻繁に行なえません。静岡県の応急危険度判定士資格認定制度要綱には、判定士認定申請書の記載事項の変更を届け出るよう規定があります。住所などの変更があった場合は、お手数ですが静岡県建築安全推進課または浜松市建築行政課に届出をお願いします。県の届出書式は浜松市ホームページ（応急危険度判定士）に添付します。